

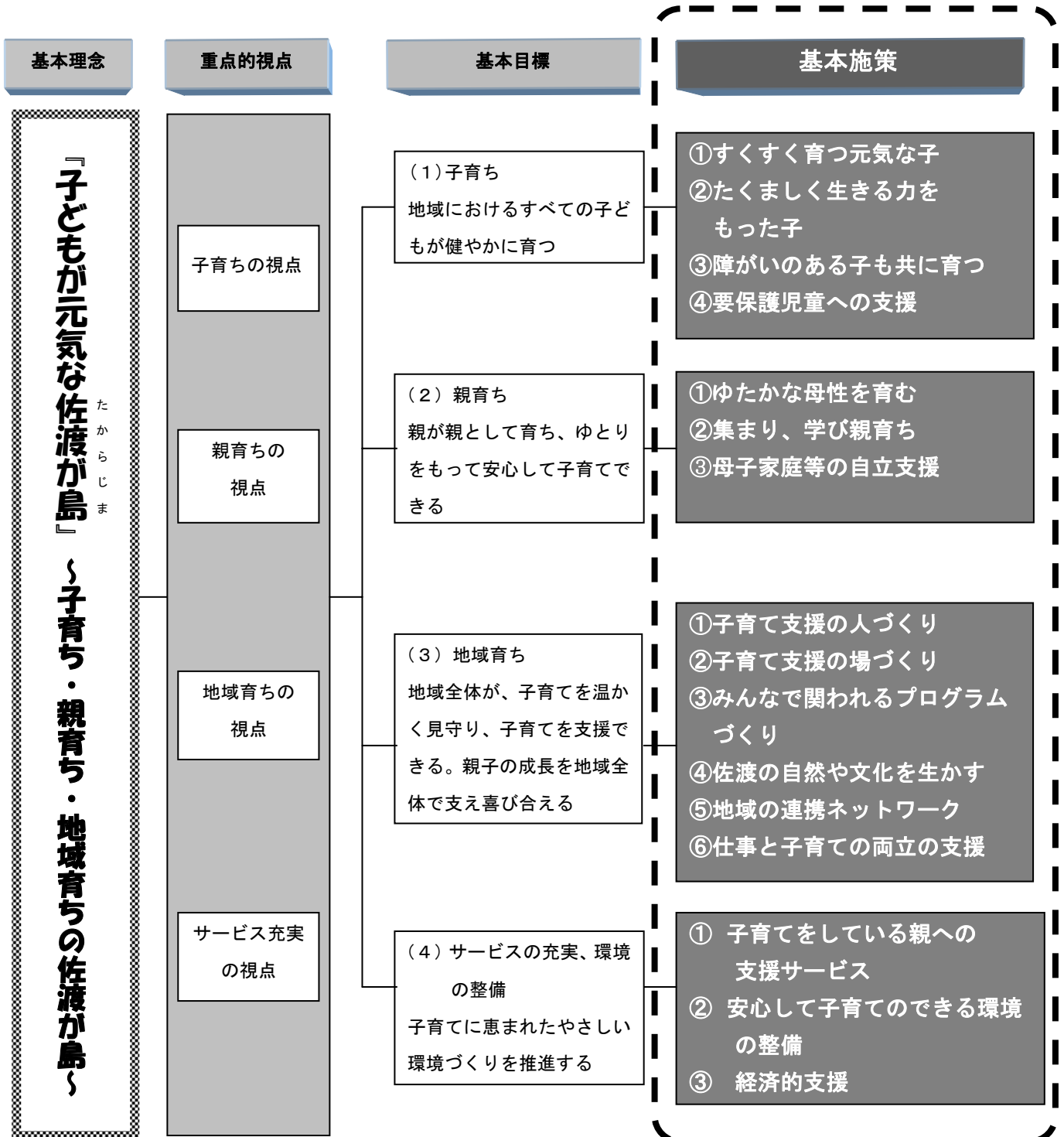
## 第3章 行動目標の設定



## 1. 前期計画の点検・評価

本計画期間における子育て支援施策の立案に先立ち、前期計画の点検・評価を行いました。点検・評価は、直近の実績が取りまとめられている平成20年度の実績をもとに前期計画の施策の体系における基本施策ごとに総合的観点から行いました。（詳細は115～121参照）

### 施策の体系（前期計画）



## 【前期計画の評価 (1) 子育て】

### 1. すくすく育つ元気な子

母子保健対策として、新生児・乳児の訪問指導や各種健診、健康相談、予防接種などを実施。新生児・乳児の訪問については、希望者あるいは第1子のみといった実施にとどまっている。次世代育成支援対策事業としての「乳幼児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」「養育支援家庭訪問事業」との連携により、すべての家庭の訪問が実施できるよう、体制づくりと事業の周知を図る必要があります。

食育事業として、健康推進課並びに社会福祉課での取組として、離乳食講習会や親子料理教室(健康推進員の活動)、肥満予防教室、食事指導を実施し、発達段階に応じた食生活や、親子のふれあいを通じた食への関心を高めることができました。

### 2. たくましく生きる力をもった子

豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するため、親子での体験教室や各学校における特色ある学習活動の実施、教育相談に取組んだ。また、心の健康教育としていじめや不登校に関する電話相談を実施する中で、いじめ等の実態が見えてきたところです。

### 3. 障がいのある子どもともに育つ

療育相談や特別支援教育の充実、保育園での障がい児保育の実施などに取組み、疾病の早期発見や障がいに対する相談窓口の充実を図った。障がい児保育の実施にあたっては、保育者の資質の向上を図るべく、研修会を実施しているが、今後更なる研修内容等の充実を図るなどして、受け入れ体制の充実を図っています。

### 4. 要保護児童への支援

虐待・育児不安等の問題を抱える家庭を訪問し、育児相談を行うとともに、児童家庭支援センターが中心となって、個別支援会議を開催し、個別の状況に応じた支援について協議しながら、早期発見と的確な対応に努めました。



基本目標	基本施策	具体的施策	評価	
(1)子育ち	すくすく育つ元気な子	新生児・乳児訪問事業	○	
		乳幼児健康診査事業	乳児健診	○
			1歳6か月児健診	○
			3歳児健診	○
		乳幼児健康相談・健康教育	○	
		食育事業	◎	
		予防接種事業	BCG	◎
			麻しん・風しん	○
			三種混合	○
			二種混合	◎
	歯科保健の健康教育・健康相談事業	◎		
	たくましく生きる力をもった子	ふるさとに学ぶ学習の充実 親子ふるさと発見教室	○	
		授業改善への取組 学校教育支援事業	◎	
		豊かな心の形成 教育相談	◎	
		小学校での読み聞かせ会と朝読書	◎	
		心の健康への取組み あおぞらホットライン	◎	
		性に対する正しい知識の普及	○	
		喫煙や薬物に対する知識の普及	○	
	障がいのある子どもともに育つ	療育相談・指導	○	
		療育教室（集団プレイ）	△	
特別支援教育の充実		◎		
障害児保育の実施 障害児保育研修会		△		
要保護児童への支援	育児相談・虐待防止 要保護児童対策協議会個別支援会議 育児相談	○		

◎:目標を達成できた ○:おおむね達成できた △:達成まで後一步 ×:達成できなかった  
以下同様

**【前期計画の評価 (2) 親育ち】**

**1. 豊かな母性を育む**

妊婦健康診査や妊産婦訪問指導に取組み、育児にかかる不安感や負担感の解消に努めました。妊産婦訪問指導では、初産や若年妊婦の中に指導を希望しない方も見られ、周知を図る必要があります。

**2. 集まり、学び親育ち**

地域子育て支援センターにおいて、育児相談や子育てサークル等の活動に対する支援等を行った。また、図書館等において読み聞かせやブックスタート事業に取組み、親子が気軽に集える場の形成に努めた。その他にも家庭教育学級や子育てに関する講演会等を開催しているところであるが、より多くの参加が得られるよう更なる事業の周知を図っていく必要があります。

子どもとの接し方を学び、子育てに対して自信を植え付けさせるため、ペアレントトレーニングを開催しました。

**3. ひとり親家庭等の自立支援**

児童扶養手当の支給や医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図った。また、老朽化していた母子寮を母子生活支援センターとして再整備し、自立困難な母子家庭に対する自立支援を図るとともに、児童家庭支援センターを併設して虐待や育児放棄などに関する相談・支援を行いました。

基本目標	基本施策	具体的施策	評価
(2) 親育ち	豊かな母性を育む	妊婦健康診査	◎
		妊産婦訪問指導	○
	集まり、学び親育ち	地域子育て支援センター運営事業	○
		読み聞かせ・ブックスタート事業	◎
		家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	△
		ペアレントトレーニング事業	○
	ひとり親家庭等の自立支援	相談体制の整備 児童家庭支援センターの設置	◎
		母子生活支援施設事業	○
		経済的な支援 児童扶養手当	◎
		ひとり親家庭等医療費助成	◎

**【前期計画の評価 (3) 地域育ち】****1. 子育て支援の人づくり**

ファミリーサポートセンターを設置し、会員間の相互扶助による有償ボランティアのネットワークを構築しました。会員数も年々増加し、活動も充実してきている。今後は病後児の預かり等利用者の幅広いニーズへの対応について検討する必要があります。

**2. 子育て支援の場づくり**

子育て支援センターにおいて、育児相談や子育てサークル等の活動の場として取組んでいるところですが、子ども同士あるいは親子で気軽に集まれる場所の確保を望む声は依然として強く、今後は公民館・図書館等や、商店街の空き店舗の有効活用、店舗内の遊びスペースの設置などを企業に呼びかけるなどの対応について検討する必要があります。

**3. みんなで関われるプログラムづくり**

学校や地域における体験活動として、体験合宿や姉妹都市交流等に取り組みました。また、高齢者と子ども世代間交流を通して、子どもの情操教育や高齢者の生きがい対策にも取り組みました。

**4. 佐渡の自然や文化を生かす**

自然体験活動や学校における特色ある学習活動を通して、自然や文化にふれることができました。また、市美術展覧会や芸能発表の場への参加を促し、芸術への理解を深めさせた。

**5. 地域との連携ネットワーク**

青少年健全育成の取組みとして、青少年育成会の設置を促進し、青少年の非行を防止や健全育成を図る活動に取り組みました。しかしながら、未だ未設置の地区があり、今後も引続き設置に向けた取組みを進めていきます。

虐待防止のネットワーク化として、要保護児童対策協議会を設置し、その中の個別支援会議では個別の状況に応じた支援について協議しました。

子育て支援に関する情報発信として、子育て支援ガイド、子育て支援情報を作成・配付しています。これらについては、随時情報を更新し、タイムリーな情報発信に努めるものとします。

### 第3章 行動目標の設定

基本目標	基本施策	具体的施策	評価
(3) 地域育ち	子育て支援の人づくり	子育て支援者の育成 ※ファミリーサポートセンター	○
		気軽に集まれる場の提供 地域子育て支援センター	○
		公民館・図書館の開放	○
	みんなで関われるプログラム作り	学校や地域における子どもの多様な体験活動の充実 宿泊体験活動事業	◎
		姉妹都市交流事業	
		世代間交流の推進 世代交流会	◎
	佐渡の自然や文化を生かす	保育園地域活動事業	○
		自然・環境を大切にする教育 ふれあい家庭教育学級	○
		伝統・文化を大切にする教育 学校教育支援事業	◎
	地域との連携ネットワーク	芸術・文化への関心や理解の高揚	◎
		青少年健全育成の取組 青少年健全育成会の活動	△
		虐待防止ネットワーク会議の設置 要保護児童対策協議会	○
		保護者や地域の人々と共に取組む学校づくり 情報の発信 子育て支援ガイド（マップ）の作成・配付	◎ △





【前期計画の評価 (4)子育て支援の環境整備】

1. 子育てをしている親へのサービス

保育園におけるサービスのうち、延長保育については公立全保育園において、一時預かりについては公立保育園においては3園で受入れ可能となっています。

また、すべての乳児がいる家庭を訪問し、家庭の状況を把握する「乳児家庭全戸訪問事業」に新たに取り組む、その訪問の中で特に支援が必要な家庭については「養育支援家庭訪問事業」につなげ、更なる支援を実施しています。しかしながら、現時点では全戸訪問には至っておらず、今後訪問率を上げるべく関係各課の連携を強化するとともに、チラシ等の配付により事業の周知を図っていく必要があります。

病児・病後児保育については、病院内での実施等について検討を進めたが、現在設置には至っていません。利用のニーズも見られることから、今後単独事業としての実施やファミリーサポートセンターでの受入れも含めて検討を進める必要があります。

学童保育については、未設置の地区があり、保護者のニーズを見極めながら必要に応じて設置について検討を進める必要があります。

2. 経済的支援

医療費の助成や各種手当の支給を行いました。今後も継続して実施していくものとします。その他の支援として、「子育てエンジョイカード事業」「紙おむつ用ごみ袋交付事業」を開始しました。子育てエンジョイカード事業においては、協賛店舗を増やし、カード利用者が利用しやすい環境整備が必要です。

基本目標	基本施策	具体的施策	評価	
(4) 子育て支援の環境整備	子育てをしている親への支援サービス	※延長保育促進事業 (私立保育園のみ交付金対象)	◎	
		※病後児保育	×	
		一時保育 (一時預かり)	○	
		※養育援家庭訪問事業	○	
		※乳幼児全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		
		放課後児童健全育成事業 (学童保育)	○	
	安心して子育てのできる環境づくり	小児救急医療の充実	○	
	仕事と子育ての両立の支援	育児休業の普及	○	
	経済的支援	医療費の助成	重度心身障害者医療費助成 (県障)	◎
			乳児医療費助成事業	
			子ども医療費助成事業	
		手当の支給	特別児童扶養手当	○
			児童手当	◎
その他			○	
	子育てエンジョイカード事業	○		
	紙おむつ用ごみ袋交付事業	◎		

## 2. 目標事業量の推計

### (1) 人口推計

#### ① 総人口

本市の総人口は減少を続け、本計画の目標年である平成26年には、59,869人（対平成21年比91.4%）となる見込みです。年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～65歳）の総人口に占める割合は微減傾向、老年人口の占める割合は増加傾向で推移する見込みです。

なお、人口推計は、男女別各歳刻みによるコーホート変化率法により推計しました。

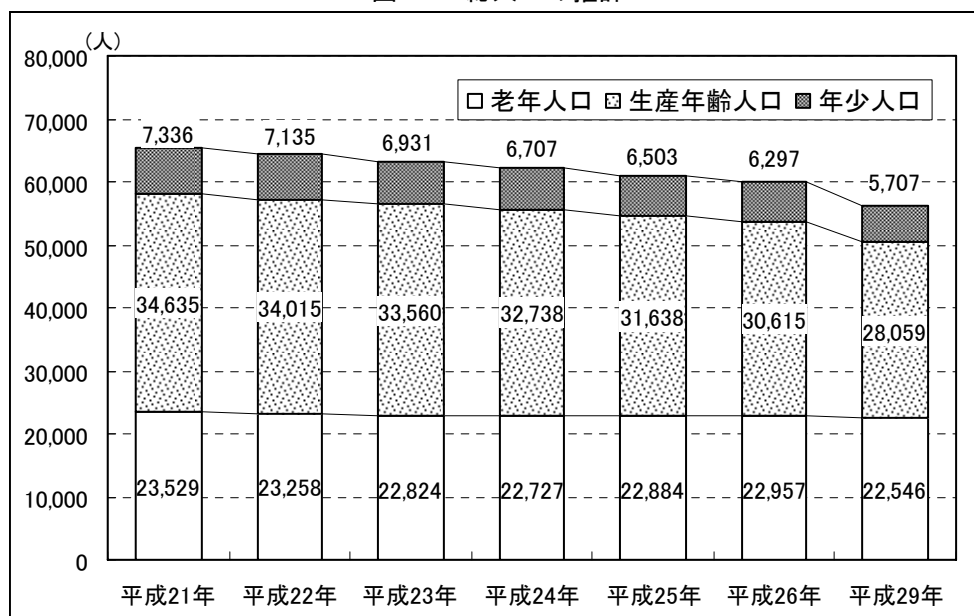
表3-1 総人口の推計

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
総人口	65,500	64,408	63,315	62,172	61,025	59,869	56,312
年少人口	7,336	7,135	6,931	6,707	6,503	6,297	5,707
	11.2%	11.1%	10.9%	10.8%	10.7%	10.5%	10.1%
生産年齢人口	34,635	34,015	33,560	32,738	31,638	30,615	28,059
	52.9%	52.8%	53.0%	52.7%	51.8%	51.1%	49.8%
老年人口	23,529	23,258	22,824	22,727	22,884	22,957	22,546
	35.9%	36.1%	36.0%	36.6%	37.5%	38.3%	40.0%
年少人口指数	21.2%	21.0%	20.7%	20.5%	20.6%	20.6%	20.3%
高齢化指数	320.7%	326.0%	329.3%	338.9%	351.9%	364.6%	395.1%

\* 年少人口、生産年齢人口及び老年人口の％は対総人口比

年少人口指数＝年少人口／生産年齢人口、高齢化指数＝老年人口／年少人口

図3-1 総人口の推計



② 児童人口

本市の児童人口は減少を続け、本計画の目標年である平成26年には、就学前児童が2,285人（対平成21年比89.2%）、小学生児童が2,512人（同81.8%）、中・高生世代が3,118人（同88.4%）となる見込みです。0歳児は新潟県の出生率等の基礎数値をもとに、本市の出生実績を踏まえ推計し、1歳児以上についてはコーホート変化率法により見込みました。

表3-2 児童人口の推計

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
就学前児童	0歳	424	403	386	372	361	350	319
	1歳	426	429	408	390	376	366	333
	2歳	466	420	424	403	385	372	337
	3歳	398	464	419	422	401	384	348
	4歳	417	395	461	415	418	399	356
	5歳	432	413	391	455	411	414	364
	計	2,563	2,524	2,489	2,457	2,352	2,285	2,057
小学校児童	6歳	460	430	410	389	453	409	375
	7歳	499	456	426	407	386	449	389
	8歳	500	497	454	424	405	383	407
	9歳	533	498	495	453	422	404	402
	10歳	537	530	496	493	451	420	443
	11歳	541	533	527	492	489	447	378
	計	3,070	2,944	2,808	2,658	2,606	2,512	2,394
高校生世代	12歳	563	538	531	523	490	486	396
	13歳	566	564	539	531	524	490	415
	14歳	574	565	564	538	531	524	445
	15歳	611	571	562	560	535	528	483
	16歳	575	609	568	560	558	533	485
	17歳	637	574	608	568	560	557	518
	計	3,526	3,421	3,372	3,280	3,198	3,118	2,742

図3-2 児童人口（就学前）の推計

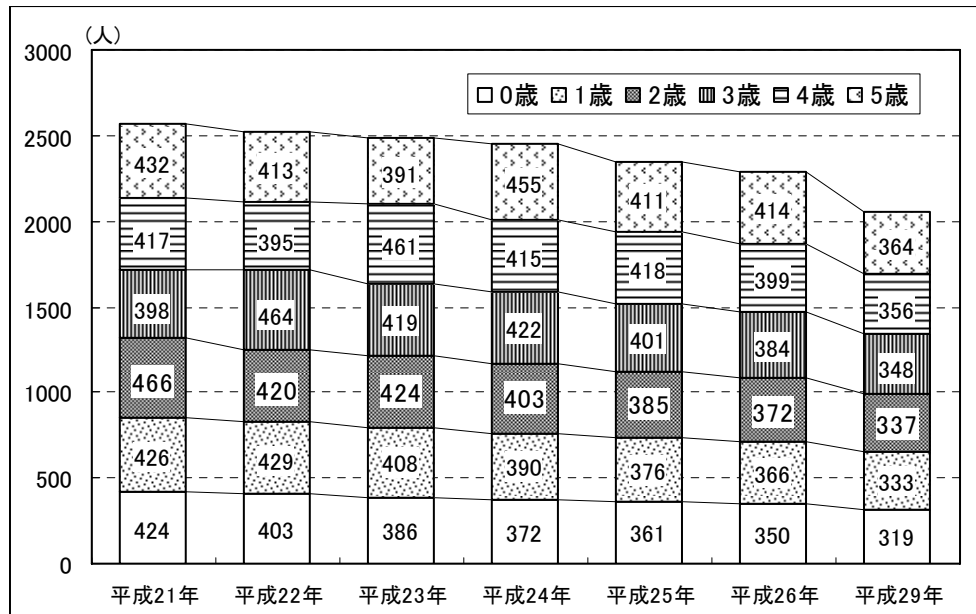
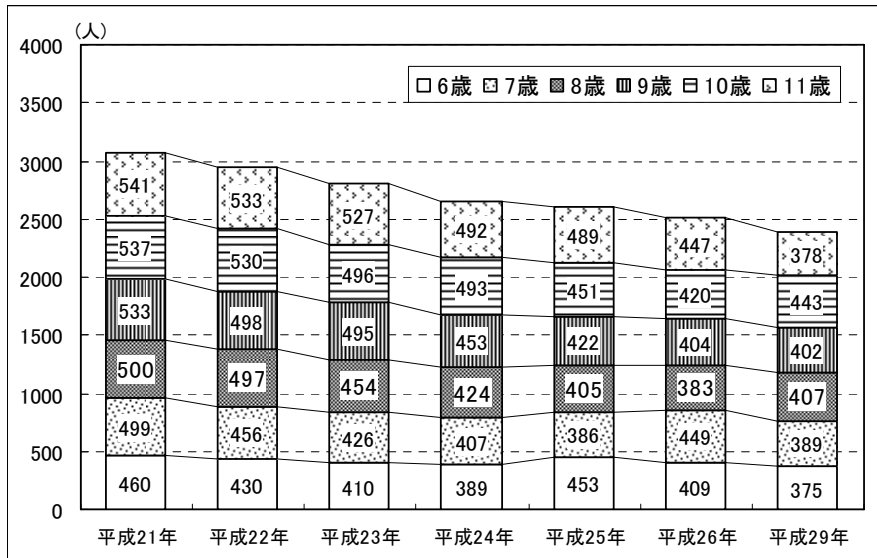


図3-3 児童人口（小学生）の推計



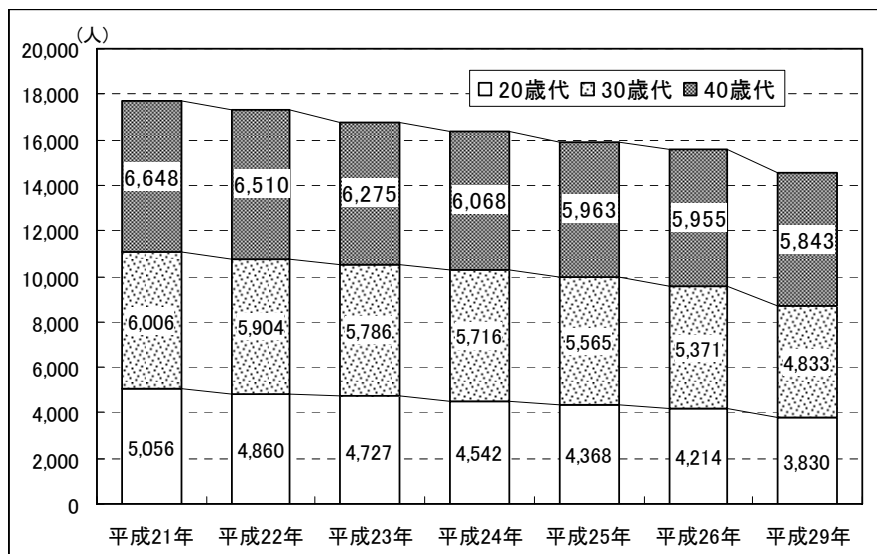
③ 子育て世代の人口

子育ての中心的世代と考えられる20歳代～40歳代の本市の人口は減少を続け、本計画の目標年である平成26年には、20歳代が4,214人(対平成21年比83.3%)、30歳代が5,371人(同89.4%)、40歳代が5,955人(同89.6%)となる見込みです。

表3-3 子育て世代の人口の推計

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
20歳代	5,056	4,860	4,727	4,542	4,368	4,214	3,830
30歳代	6,006	5,904	5,786	5,716	5,565	5,371	4,833
40歳代	6,648	6,510	6,275	6,068	5,963	5,955	5,843

図3-4 子育て世代の人口の推計



(2) 保育サービス目標事業量の設定

目標事業量の設定にあたっては、アンケート調査等により把握した各事業のニーズに基づき、本市の地域特性を考慮した上で、新待機児童ゼロ作戦（平成20年7月27日厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という。）を国の試算方法によりニーズ量を推計し、必要な供給量を検討、設定しました。

その上で、後期計画期間（平成22～26年度）の目標事業量については、当該平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえ、以下のように決めました。

① 平日昼間の保育サービス

表3-4 平日昼間の保育サービス目標量

		単位	平成21年度	平成22年度	平成26年度	平成29年度
			実績予定	目標事業量	目標事業量	目標事業量
3歳未満児	認可保育所	人	610	610	600	590
	家庭的保育事業	人	0	0	0	0
3歳以上児	認可保育所	人	970	900	830	810
	家庭的保育事業	人	0	0	0	0
	幼稚園の預かり保育	人	20	20	30	40
年齢区分なし	特定保育事業	人	0	0	0	0
		か所	0	0	0	0

② 延長保育・夜間保育事業等

表3-5 延長保育・夜間保育事業等の目標量

	単位	平成21年度	平成26年度		平成29年度	
		実施予定	目標事業量		目標事業量	
延長保育事業	人	1800	1600		1500	
	か所	33	27		19	
夜間保育事業	人	0	0		10	
	か所	0	0		1	
トワイライトステイ事業	人	0	0		0	
		場所数	施設数	場所数	施設数	場所数
	か所	0	0	0	0	0

③ 休日保育事業

表3-6 休日保育事業目標量

	単位	平成21年度	平成26年度	平成29年度
		実施予定	目標事業量	目標事業量
休日保育事業	人	0	20	20
	か所	0	1	1

### 第3章 行動目標の設定

#### ④ 病児・病後児保育事業

表3-7 病児・病後児保育事業目標量

	単位	平成21年度	平成26年度	平成29年度
		実施予定	目標事業量	目標事業量
病児対応型・病後児対応型	日数	0	200	200
	か所	0	2	2
	うち病後児対応型	か所	0	2
体調不良児対応型	日数	0	100	100
	か所	0	1	1

#### ⑤ 一時預かり事業

表3-8 一時預かり事業目標量

	単位	平成21年度	平成26年度	平成29年度	
		実施予定	目標事業量	目標事業量	
一時預かり事業	日数	-	150	150	
	か所	3	4	4	
	うち保育所型・地域密着型	か所	3	4	-
	うち地域密着Ⅱ型	か所	0	0	-

#### ⑥ ショートステイ事業

表3-9 ショートステイ事業目標量

	単位	平成21年度		平成26年度		平成29年度
		実施予定		目標事業量		目標事業量
		場所数	施設数	場所数	施設数	場所数
ショートステイ事業	か所	0	0	1	1	1

#### ⑦ 放課後児童健全育成事業

表3-10 放課後児童健全育成事業目標量

	単位	平成21年度	平成22年度	平成26年度	平成29年度
		実施予定	目標事業量	目標事業量	目標事業量
放課後児童健全育成事業	人	240	280	300	300
	か所	6	8	9	9
	うち1～3年生	人	220	250	270

#### ⑧ 地域子育て支援拠点事業

表3-11 地域子育て支援拠点事業目標量

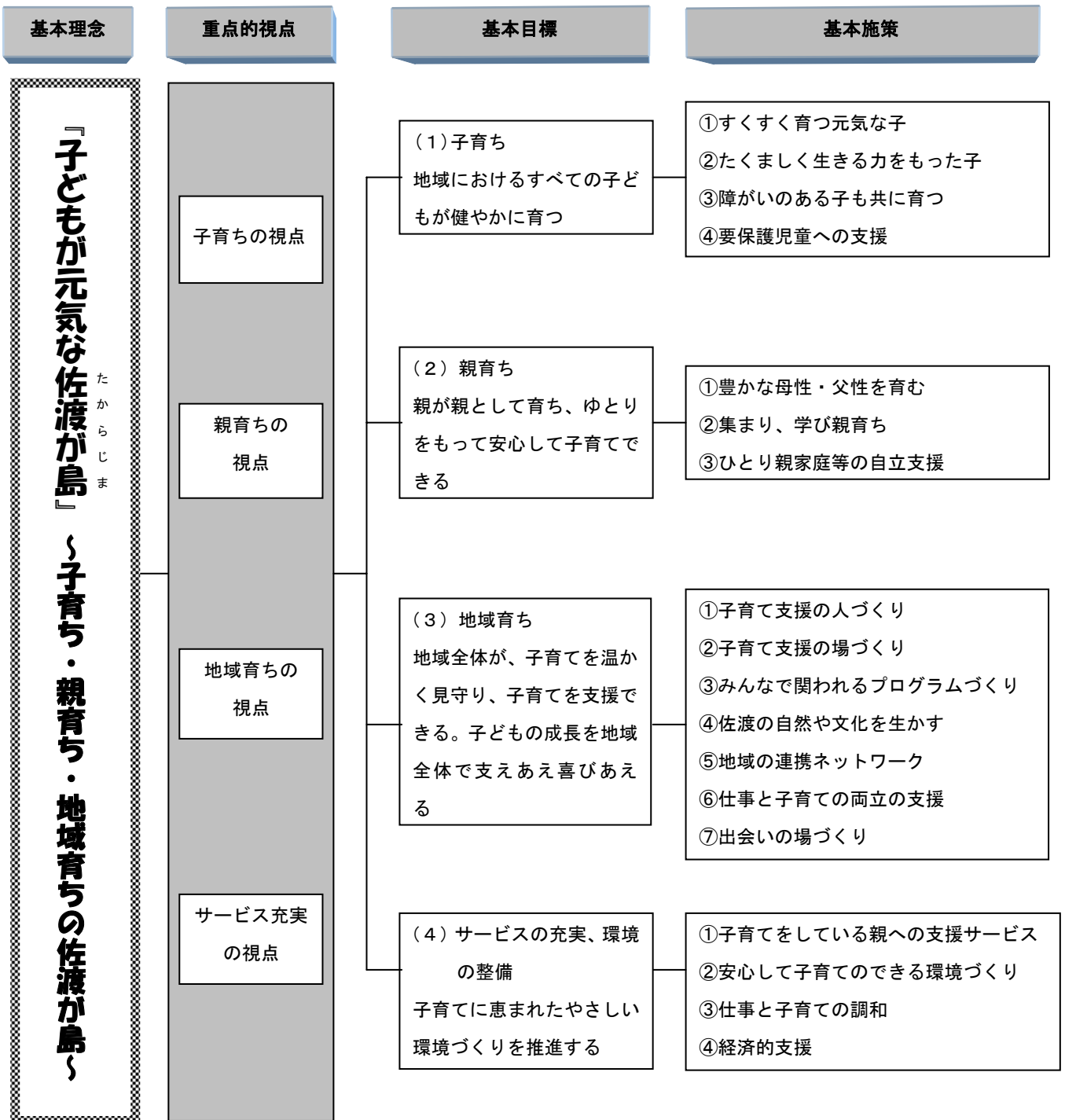
	単位	平成21年度	平成26年度	平成29年度
		実績予定	目標事業量	目標事業量
地域子育て支援拠点事業	か所	5	7	8
うちひろば型	か所	-	0	-
うちセンター型	か所	5	7	8
うち児童館型	か所	-	0	-
類似の単独事業	か所	0	0	-

## ⑨ ファミリーサポートセンター事業

表3-12 ファミリーサポートセンター事業目標量

	単位	平成21年度	平成26年度	平成29年度
		実績予定	目標事業量	目標事業量
ファミリーサポートセンター事業	か所	1	1	1
	会員数	230	400	450

### 3. 基本目標に基づく施策の体系





## 4. 具体的推進施策の内容

### (1) 子育て

#### ① すくすく育つ元気な子

##### 【課題】

- 平成20年度の乳幼児健康診査の実績値は、乳児健診90.9%、1歳6か月健診88.7%、3歳児健診85.2%で、前期計画目標はおおむね達成できたものと考えています。また、ニーズ調査の結果から乳幼児健康診査についての満足度をみると、おおむね好評であると判断できるものの、「形式的だった」「もっとゆっくりとした時間がほしかった」等の意見もあるため、今後、健診受診率のさらなる向上を図るうえで、健診の実施方法等の充実に努める必要があります。
- ニーズ調査では、食生活に関して顕著な問題点はみられませんでした。間食やバランスの取れた食事の摂取の点では課題が残るところです。近年、食の安全性の確保、早期の生活習慣病の罹患防止、食を通じた家族間のより良いコミュニケーション形成等のため、食育の重要性は高まっています。本市で進めている「地産地消」の推進とあわせて、乳幼児期からの食習慣の定着に向け、食育を推進することが必要です。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
新生児・乳児訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助産師による新生児訪問・保健師による50日訪問により発育確認・育児相談を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期訪問により母乳育児の推進を図る。</li> <li>・ 親の育児を肯定し孤立しないよう支援する。</li> <li>・ 両親による育児方法を支援する。</li> </ul>	健康推進課
乳幼児健康診査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1か月児健診の医療機関委託。4・7・10か月・1歳6か月・3歳児を対象に計測、医師の診察、保健指導、栄養指導等の実施。また精密検査（医療機関委託）を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発育・発達の確認により、異常を早期発見し、治療が受けられる。</li> <li>・ 育児の状況について確認ができ、親が安心できる。</li> <li>・ 仲間づくりのきっかけの場となる。</li> </ul>	健康推進課

### 第3章 行動目標の設定

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新生児・乳児訪問と連携して生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報の提供と、発育確認・育児相談・育児支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握を行う。</li> <li>・ 個別に支援が必要なケースについては、養育支援訪問事業へと繋げていく。</li> </ul>	社会福祉課
乳幼児健康相談、健康教育事業 食育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離乳食講習会などで知識の普及を行う。</li> <li>・ 地域の母子保健や医療について情報を提供する。</li> <li>・ 親としての自信づくりの場を提供する。</li> <li>・ 望ましい生活リズムを確立する。</li> <li>・ 離乳食講習会等の教室を通し、健康な生活習慣の基礎をつくる。</li> <li>・ 保育園給食を通し、食に対する意欲を持たせ、望ましい食事のしつけを身につける。</li> <li>・ 食事指導を通し、望ましい生活リズムを確立する。</li> <li>・ 親子での調理実習を開催し、食事づくりに参加することによって食に対する意識を高める。</li> <li>・ 幼児期の適切な食事内容を知り、親子で肥満予防に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関とのネットワークづくりを推進する。</li> <li>・ 親子や仲間、地域の人との交流、ふれあいの場としていく。</li> <li>・ 望ましい生活リズムや食習慣を身につけることができる。</li> <li>・ 発育段階に応じた食事の提供ができる。</li> <li>・ 薄味の食習慣を身につける。</li> <li>・ 食事づくりを通して親子のふれあいや食への関心が深まる。</li> <li>・ 成長に見合ったバランスのとれた食生活が送れる。</li> </ul>	健康推進課 社会福祉課 学校教育課
「生きる力」の基礎を培う幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育や幼児の家庭教育に関する学習機会や情報を積極的に提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図る。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の予防・健康の保持増進のため法に基づいた予防接種を実施する。(BCG、麻疹・風疹、三種混合、二種混合、日本脳炎)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別接種など適正な予防接種を推進する。</li> </ul>	健康推進課
歯科健診事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦歯科健診、幼児(希望する保護者)歯科健診を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科保健の意識の向上を図る。</li> </ul>	健康推進課
フッ素塗布事業 (乳歯むし歯予防事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1歳から4歳児未満の希望者に対して、委託歯科医院で年4回実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の歯科保健の意識向上を図る。</li> <li>乳歯のむし歯有病者率や一人平均むし歯数が減少する。</li> </ul>	健康推進課
フッ素洗口事業 (永久歯むし歯予防事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>5歳児から中学生の希望者に対して保育園や幼稚園、学校においてのフッ素洗口を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの時から歯や口の健康を意識し実行する。</li> <li>永久歯のむし歯有病率や一人平均むし歯数を減少させる。</li> </ul>	健康推進課 社会福祉課 学校教育課
歯科保健の健康教育・健康相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯磨き指導、甘味適正摂取、フッ化物の利用について健康教育、相談・指導をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯の健康に関心を持ち、予防を実行する人が増加する。</li> </ul>	健康推進課 社会福祉課 学校教育課



② たくましく生きる力をもった子

【課題】

- ニーズ調査の結果から、教育相談センター、教育相談室の情報・相談サービスについての認知度は3割程度に留まる一方、教育相談は年々増加する傾向にあります。今後はセンター、相談所がより利用しやすいものとなるよう努める必要があります。
- 文部科学省実施の「平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」によると、体力向上のための学校の継続的な取組みは、体力の向上の主な要因となっており、また、朝食の摂取状況やテレビ（やテレビゲーム）の見過ぎ・やりすぎ等の生活習慣と体力の向上、抑制は密接な関連があることがわかっています。今後とも食育等関連部門との連携をとりながら、総合的に体力向上に努める必要があります。
- 子どもたちの「生きる力」を育むために、学校教育と地域が連携した様々な取組みを進めていく必要があります。
- いじめに関する問題はニーズ調査からは顕著ではありませんが、顕在化していない面のあることも考えられます。電話相談を実施する中で実態が見えてきた部分もあるため、子どもたちの心身の健康の保持増進を図るため、今後とも医療、保健分野等の諸機関と連携した健康教育を積極的に進めていく必要があります。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
授業改善への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学力実態を把握するために学力テストを実施する。授業改善の取組を学習指導研究会等で発表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学力を高めるために基礎・基本の定着を図るとともに、自ら学び自ら考える力の育成を図る。</li> </ul>	学校教育課
ふるさとに学ぶ学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合学習等で行う地域人材を活用した郷土に関する学習を支援する。</li> <li>・ 地域の歴史・伝説・自然について学び、地域学習を通して佐渡の素晴らしさを認識させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐渡の自然・環境、伝統・文化に関する教育活動を行い、夢と誇りをもてる子どもを育成する。</li> <li>・ 地域学習を推進することにより、郷土を愛する心を育成する。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課
家庭学習の習慣化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校・家庭等関係機関で連携して、家庭学習の啓発活動を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学力向上に向けた家庭学習を習慣化する。</li> </ul>	学校教育課
豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊かな心の育成に向けた家庭への理解・啓発運動を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーション能力向上のための取組を進める。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
たくましい体づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体力テストの実施により、体力実態を把握する。</li> <li>・ 教育委員会の共催、後援による大会等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体力向上のための体育授業の一層の充実を図る。</li> </ul>	学校教育課
健康教育・食育の推進や保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康教育・保健指導の充実を図る。</li> <li>・ 食への関心を持ち、よい食習慣が身につくようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康な体づくりをするための基本を知る。</li> <li>・ 成長に見合ったバランスのとれた食生活を推進する。</li> </ul>	学校教育課 健康推進課
心の健康への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身の変化について、健康教育、健康相談の実施により、正しい知識を得る機会とする。</li> <li>・ いじめや不登校の実態を把握し、不登校児の家庭訪問や相談を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分を大切にでき、他人を思いやることができる教育活動の推進を図る。</li> </ul>	学校教育課 社会福祉課 健康推進課
性に対する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思春期の健康教育を実施する。</li> <li>・ 中高生が命の大切さを学べる機会とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達段階に応じた性に関する教育・健康相談の実施により正しい知識の理解や啓発を図る。</li> <li>・ 相談体制の充実。</li> </ul>	健康推進課 学校教育課
喫煙や薬物に対する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙・薬物に対する健康教育・健康相談の実施により正しい知識の普及を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁煙、薬物乱用防止教育の充実を図る。</li> </ul>	健康推進課 学校教育課 生涯学習課
メディアに対する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビゲーム、インターネットの害や、適正な活用方法の普及を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メディアの適正な活用についての啓発を図る。</li> </ul>	健康推進課 学校教育課 生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族ぐるみでのノーテレビデーの取り組みの普及を図る。</li> </ul>	生涯学習課

### 第3章 行動目標の設定

#### ③ 障がいのある子どもともに育つ

##### 【課題】

●乳幼児期における健康や発育状態の把握、疾病の早期発見や障がいに対する相談窓口の充実を図るため、相談から課題対応まで関係機関の連携強化に努める必要があります。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
療育相談・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健診等の結果発達及び機能に障がい（疑い）がある乳幼児の保護者に対し、相談・支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいや疾病等の早期発見のため、関係機関と連携し継続的な支援を図る。</li> </ul>	社会福祉課 健康推進課
療育教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>新星学園で実施の障がい幼児等療育支援事業との連携を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団活動を通して親子のコミュニケーションの取り方などの療育技術について指導する。</li> <li>積極的な情報提供を行う。</li> </ul>	社会福祉課
障がい児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園で障がい児保育を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児に対する園児や保護者の理解を促進する。</li> <li>地域の学童保育での受入体制を推進する。</li> </ul>	社会福祉課
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ことば・こころときこえの教室や特別支援学校との連携を図る。</li> <li>就学にあたっては、就学指導委員会で調査や審議を行い、最も適正な教育機関への就学をすすめる。</li> <li>障がいの種類、程度、特性などに応じ教育の場を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な相談の場の拡充を図る。</li> <li>一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導を充実する。</li> <li>積極的な情報の提供を行う。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課 社会福祉課



具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳、療育手帳の申請受付</li> <li>補装具の交付（修理） 身体障害児に障がいの内容・程度に応じ、補装具を交付（修理）する。</li> <li>日常生活用具の給付 在宅重度身体・知的障害児に障がいの内容に応じ、日常生活用具を給付する。</li> <li>ホームヘルパーの派遣 障がい児の家庭等に対してホームヘルパーが赴き、家事・介護など日常生活の世話及び外出時の付添いを行う。</li> <li>短期入所 障がい児の保護者が、諸事情のため家庭での介護が困難となった時、一定期間その障がい児を施設で受け入れる。</li> <li>日中一時支援事業 日中に一時的な見守り等の支援が必要な障がい児等の活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスの情報提供を行う。</li> <li>適切なケアマネジメントとサービスの充実を図る。</li> </ul>	社会福祉課

#### ④ 要保護児童への支援

##### 【課題】

●ニーズ調査の結果から、1～2割の親が子どもへの虐待経験があるとしています。関係機関の連携を図りながら、こうした状況への適切な対応を図る必要があります。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
育児相談・虐待防止事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種事業、相談等により育児不安、虐待事例の把握と支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の連携を図り、早期発見と的確な対応を行う。</li> <li>個別の状況に応じて支援を行う。</li> </ul>	社会福祉課 健康推進課 学校教育課
ひきこもりの児童等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の理解者による対応を支援する。</li> <li>家族のつどいを開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の居場所づくりへの支援を行う。</li> <li>家族のつどいを拡充する。</li> </ul>	社会福祉課 学校教育課

(2) 親育ち

① 豊かな母性・父性を育む

【課題】

●ニーズ調査の結果から、妊娠・出産環境への満足度に対して、7割以上が満足しているものの、2割以上が満足できなかったとしています。その理由としては、病産院の設備や対応、職場の理解や対応、不安への対応などが挙げられており、妊産婦の不安感を取り除く支援整備が必要です。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
母子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳の交付、健康診査受診票を発行する。</li> <li>子育て支援情報を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師・栄養士による面接を実施し保健指導の充実を図る。</li> </ul>	健康推進課
妊婦の健康診査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健康診査・精密検査（医療機関委託）を実施する。</li> <li>妊婦歯科健康診査の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関との連携を図り、指導の充実を図る。</li> </ul>	健康推進課
妊産婦訪問指導事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦に助産師・保健師による訪問指導を実施し、健康チェック、母乳育児のすすめなど知識の提供、相談、指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携を図る。</li> </ul>	健康推進課
保健指導事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳発行時の面接・両親学級・育児相談などの機会を通して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両親が出産・育児に必要な情報を得られ、気軽に相談できる体制をつくる。</li> </ul>	健康推進課
不妊相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談を受け、必要な方には保健所・専門機関を紹介する。また不妊治療費助成制度の周知を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不妊対策について関係機関との連携を図る。</li> </ul>	健康推進課



② 集まり、学び親育ち

【課題】

- ニーズ調査の結果によると、就学前で33.2%、小学生で46.1%が家庭教育に関する学級・講座への参加を知っていますが、実際に学級・講座を利用している人は就学前8.0%、小学生13.5%に留まっています。今後は学級・講座がより利用しやすいものとなるよう積極的に広報活動等を進めていく必要があります。
- 地域子育て支援拠点事業は前期計画の目標箇所数（4箇所）を達成したものの、ニーズ調査の結果によると9割以上が利用していません。今後も子どもたちの多様な体験活動の場を広げていくために、様々な分野の人に参画していただき、地域の教育力を向上させていく必要があります。
- 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害は近年その実態が明らかになってきた障がい、一般への認知度はまだそれほど高いとはいえない状況です。発達障がいのある子どもを取巻く諸環境の整備を推進する必要があります。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
<p>子育てグループの育成支援</p> <p>地域子育て支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て中の親の育児不安やストレスを解消するため、気軽に参加でき、相談しあえる仲間づくりを支援し、それに関わるグループの活動を支援する。</li> <li>・ 健診や健康教育の場などを通して啓発、交流の場をつくる。</li> <li>・ 地域の子育て支援の情報・提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て中の親が一人で悩みを抱え、社会から孤立するのを防ぐ。</li> <li>・ 子育てグループを身近な各地区につくる。</li> <li>・ 自主運営されるように支援しリーダーを育成する。</li> <li>・ 地域の人に関われるよう世代間交流の場とする。</li> <li>・ 子どもを連れて気軽に行けるプレイスポットなどの情報を整理し、提供する。</li> <li>・ 地域子育て支援センター現在5ヶ所。平成26年度までに7か所での実施を目指す。</li> </ul>	<p>生涯学習課 社会福祉課 健康推進課</p>
<p>親子スポーツ教室の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツを通して親子の絆を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親子のコミュニケーションを図る。</li> <li>・ テレビ・パソコン・ゲームなど頼らない遊びや活動の充実を図る。</li> </ul>	<p>生涯学習課</p>

### 第3章 行動目標の設定

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
<p>図書の読み聞かせやブックスタートの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>絵本や紙芝居などの読み聞かせの会を開催し、乳児検診の際に乳児のブックスタートを促し、図書による親子のふれあいや豊かな心を育む機会を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いろいろな事を発想展開できるこころ豊かな子どもを育成する。</li> <li>自分の思いや考えを分かりやすく相手に伝えることができる子どもを育成する。</li> </ul>	<p>生涯学習課</p>
<p>家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育学級や親業訓練入門講座、就学前健康診断時講話会、学習会などを開催し、親子でふれあう機会や家庭教育に関する学習の場や情報を提供する。</li> <li>家庭や地域の教育力の再生・向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子のふれあいを通して、親と子どもの気持ちや寄り添うことができる。</li> <li>心のゆとりを持って子どもに接することのできる親を育成する。</li> <li>父親の育児参加を促す。</li> <li>子育て講演会等の意識啓発活動を実施する。</li> </ul>	<p>生涯学習課 健康推進課 社会福祉課</p>
<p>ペアレントトレーニングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害児を抱える親を中心にグループワークを通して子どもの発達特性を理解し、子どもへの接し方を学ぶとともに、子どもの自尊心・自己肯定感を高めるかかわりを学ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの問題行動を減らすとともに、親子がともに成長し、社会に適応した生活が送れるよう支援する。</li> </ul>	<p>社会福祉課 健康推進課</p>
<p>NP(ノーバディーズパーフェクト)プログラムの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0歳から5歳までの子どもを持つ親を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分に合った子育ての仕方を学ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの健康や安全、しつけ等を学び、子育てのスキル(能力)を高めることにより、親としての自信をつける。</li> <li>他の親とのつながりを深め、サポートし合える関係をつくる。</li> </ul>	<p>社会福祉課 健康推進課</p>

③ ひとり親家庭等の自立支援

【課題】

- 母子家庭の母等が自立するために必要な、きめ細かな福祉サービスの展開を図る必要があります。
- ひとり親家庭等の自立支援についての前期計画の評価としては目標を達成できたと考えています。今後とも、ひとり親家庭で抱える生活に困難を感じる状況を改善し、さらに子どもの健やかな成長が実現できるよう、総合的な生活支援を行う必要があります。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設に付設した児童家庭支援センターにおいて家庭児童相談員や母子自立支援員による相談を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・支援活動の充実を図る。</li> <li>・DV（配偶者間暴力）の予防活動の推進を図る。</li> </ul>	社会福祉課
母子寡婦福祉会の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子寡婦の自立意欲向上のために組織化を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭（1人親家庭）への支援活動を強化する。</li> </ul>	社会福祉課
母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援センター（平成20年建築）を運営している。</li> <li>母子世帯やこれに準ずる状況にある母親とその子どもが対象。</li> <li>6世帯入所可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの心身の健やかな成長と、母親への生活支援を通して一日も早い自立支援を目指す。</li> </ul>	社会福祉課
経済的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当－母子家庭への手当ての支給。</li> <li>・母子寡婦福祉資金の貸付（県）</li> <li>・ひとり親家庭等医療費助成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知を図る。</li> </ul>	社会福祉課
母子家庭自立支援給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭の母が職業訓練を受けるための費用の一部を給付。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知を図る。</li> </ul>	社会福祉課

(3) 地域育ち

① 子育て支援の人づくり

【課題】

- 家族を含む地域社会によるサポートは子育てをしていくうえで不可欠の要因といえます。ニーズ調査によれば、就学前児童の約4割以上、小学生の約5割以上は3世代同居とみられます。また、8割以上は近所に子育ての相談相手がいるなどから、地域社会による子育て支援環境には比較的恵まれていると考えられるものの、将来的には人口減少や小家族化等による地域社会性の希薄化は不可避のものと考えられます。したがって、今後は、地域の中の子育て支援の人材の確保と育成が必要です。
- ファミリーサポートセンターの平成20年度末時点で会員数186名、活動延363件となっています。今後とも人材の確保と利用者のニーズに対応できる活動を継続する必要があります。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
子育て支援の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種実施事業の中で、親づくり、地域づくり、仲間づくりを意識した事業展開をする。</li> <li>・ 人材、ボランティアリーダーの育成を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民参画で子育て講演会等を実施する。</li> <li>・ 地域における人材発掘及びその育成を促進する。</li> </ul>	社会福祉課 生涯学習課
子育て支援者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てを応援するボランティアや地区組織の育成と意識づくりに努める。</li> <li>・ 人材育成のしくみづくりに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもは地域の宝ものという子育て支援の意識づくりを推進する。</li> <li>・ 気軽に相談できる人材（子育てボランティア）の育成を行う。</li> <li>・ シルバー人材センターやファミリーサポートセンターの活用を図る。</li> <li>・ 子育て経験者や地域の人を、親子や子育てグループにつなぐ。</li> </ul>	社会福祉課 生涯学習課
ファミリーサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児の援助を行いたい人と、援助を受けたい人からなる会員組織で、利用者はあらかじめ登録して、利用時にセンターに申し込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助会員の人材育成を行う。</li> <li>・ 制度の周知を図る。</li> </ul>	社会福祉課

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
家庭教育サポーターの養成と活用 子育てサポーターリーダーの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育の様々な問題に関わる相談に適切に対応し、支援を行う家庭教育サポーターとしての人材を養成したり、講座等を開設する際のアドバイザーを務めてもらったりする。</li> <li>子育てサポーターリーダーに子育て講話会等の講師を依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育サポーター・子育てサポーターリーダーによる子育て支援を充実させる。</li> </ul>	生涯学習課 社会福祉課

## ② 子育て支援の場づくり

### 【課題】

●ニーズ調査の結果からは、子どもたちが自由に遊べる場所や子連れで楽しめる場所等の整備に対する要望の強さが伺えます。今後は既存の施設や場所の有効活用を図り、子どもや親子が集える場所の整備を進めていきます。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
気軽に集まれる場の提供 子ども(親子)の居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センター、公民館、保健センターなど育児支援の場づくりを行う。</li> <li>子ども同士、親子が気軽に集まれる場の設置を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊び方を提案できる場づくりを推進する。</li> <li>公共施設の空きスペースや、商店街の空き店舗・店舗内の空きスペース等を有効活用して気軽に集まれる場づくりを進める。</li> </ul>	社会福祉課 生涯学習課 健康推進課
体育施設の整備や生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育施設の整備、学校体育施設の開放や各種スポーツ大会の開催、スポーツ指導員の育成など、地域の生涯スポーツの推進に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>核家族化や少子化により疎遠になりがちな地域の交流を深める。</li> <li>地域の生涯スポーツの振興を図る。</li> </ul>	生涯学習課 学校教育課
図書館・図書室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館・図書室を整備し、図書などの資料の充実、図書館員の研修、他の図書館との連携など、誰もが利用しやすい環境づくりとサービスの向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館・図書室の充実を図り、地域住民の「知る権利」、「学ぶ自由」を保障する。</li> </ul>	生涯学習課

③ みんなで関われるプログラムづくり

【課題】

- 近年の核家族化等から、子どもが高齢者とふれあう機会が減少してきています。一方で、子どもの情操の向上や保護者の育児負担の軽減に加え、高齢者の生きがい対策としても世代間交流の意義は大きなものがあり、今後、積極的に推進することが必要です。
- ニーズ調査の結果によると、子どもたちや親子が遊べる場の整備について、安心して集まれる場やイベント機会の創出に対する要望が高くなっています。今後も子育て支援の人材育成や多様な体験活動等の充実を図る必要があります。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
魅力あるプログラムづくり 人材育成のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魅力ある内容の教室やグループ活動を実施していく。</li> <li>・ 仲間づくりの推進を図る。</li> <li>・ 子ども同士、親子が気軽に集まれる場の設置・運営にあたり、NPO法人等の立ち上げやその活動に対して支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもは宝をキーワードとして子育て、親育て、地域づくりについて関係機関の取組みを行う。</li> <li>・ 体験や幅広い交流を通しての意識づくりを行う。</li> <li>・ 元気・勇気・やる気を育てる運動を進める。</li> </ul>	生涯学習課 社会福祉課
学校や地域における子どもの多様な体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の子ども会や、公民館等の活動を通して、子どもの多様な体験活動の充実を図る。</li> <li>・ 地域と連携した多様な体験活動への取組みを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが地域の活動の手伝いやボランティアに進んで参加し、それを温かく見守ることのできる地域づくりを目指す。</li> <li>・ 姉妹都市交流事業に積極的に関わる。</li> </ul>	生涯学習課 学校教育課
世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもや保護者が文化活動や体験活動等、様々な活動を体験する際に、地域の人を講師に招き、公民館活動等を通して、地域における異年齢の者の交流を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもと高齢者のふれあいの場を増やし、地域の活動を通して乳児から高齢者までの異年齢の者が交流できる場をつくる。</li> </ul>	生涯学習課 学校教育課 社会福祉課



④ 佐渡の自然や文化を生かす

【課題】

●地域の自然・歴史・伝統環境とのふれあいは、子どもたちのふるさと意識や自己アイデンティティ等の醸成につながります。今後も多様な体験活動の充実を図る必要があります。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
自然・環境を大切にする教育 伝統・文化を大切にする教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐渡kids生き物調査隊の活動を通し、生きものを通じた環境の重要性を学ぶ。</li> <li>研究指定事業を実施し、その成果発表会を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然・環境、伝統・文化に焦点を当てた未来を拓く佐渡の人づくりの支援事業を実施する。</li> <li>広く市民の参加を呼びかけた成果発表会を開催する。</li> </ul>	農業振興課 学校教育課
地域の風習や伝統文化の継承の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に伝わる風習や地域に残る伝統文化の継承を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の風習や伝統文化を伝えることにより、地域の住民の結びつきを深める。</li> </ul>	生涯学習課
芸術・文化への関心や理解の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>市美術展覧会や地区展などを開催し、芸術への理解を深め、芸能・文化活動の支援と発表の場を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芸術にふれる機会を大切にし、芸能・文化活動を推進することにより、地域住民の文化水準を高める。</li> </ul>	生涯学習課



### 第3章 行動目標の設定

#### ⑤ 地域との連携ネットワーク

##### 【課題】

●地域社会が子育て支援を推進するうえで、異なる所管間の密接な連携や、市民と行政との協力・連携、情報の共有等が重要となってきます。今後とも、多様なネットワークの強化と形成に努める必要があります。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
幼稚園、保育園と小・中学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校教育との連携・接続を強化し、ふれあい体験活動等の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい体験等の交流活動を進める。</li> </ul>	学校教育課 社会福祉課
青少年健全育成の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年問題協議会の開催、青少年の非行を未然に防ぐための街頭指導や、健全育成のための講演会を行う。</li> <li>青少年育成会の設置を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが犯罪の被害にあわない地域づくりに努める。</li> <li>地域・家庭・学校が連携・協力し、青少年の健全育成に努める。</li> </ul>	生涯学習課
福祉・教育・保健・医療・その他関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な情報交換、連携会議を開催する。</li> <li>不登校や問題行動への校内支援体制を強化し、関係機関との行動連携を図る。</li> <li>関係機関と連携し対策を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の体系化や連携、調整を図りながら地区や世代をこえた交流事業へ発展させる。</li> <li>関係機関のネットワークづくりを行う。</li> </ul>	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課 健康推進課
虐待防止ネットワーク会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止に向けて関係者の理解とネットワーク形成のための要保護児童対策協議会の運営ならびに随時ケース検討会を行う。市民・関係者の研修を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の共有化を図る。</li> <li>児童家庭支援センターの機能強化、市民からの情報提供・見守り・支援を行う。</li> <li>相談窓口の周知を行う。</li> </ul>	社会福祉課
保護者や地域の人々と共に取り組む学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価を実施し、評価結果の公表をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域の人々による評価を積極的に取り入れると共に、自己評価や外部評価等の結果を公表・説明していく。</li> </ul>	学校教育課



具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
保育サービス評価制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育サービスの質を第三者機関が評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正・中立な第三者機関から専門的・客観的な評価を受けることにより、よりよいサービスを提供できるようにする。</li> </ul>	社会福祉課
障がい児の親の会・ボランティア等の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>手をつなぐ育成会や保護者会等の活動を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークを整備し連携を図る。</li> </ul>	社会福祉課
情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報・お知らせ等での周知を図る。</li> <li>子育てのガイドブックを作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイムリーな情報発信を行う。</li> <li>関連情報の整備や親・地域・関係機関への情報の周知を行う。</li> <li>子育て支援施設、サービス等を網羅したマップを作成する。</li> </ul>	社会福祉課 健康推進課 生涯学習課

⑥ 仕事と子育ての両立の支援

【課題】

●仕事と子育てを両立できるよう、就労者と企業双方への支援が必要です。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
就労者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様なニーズに対応した働き方の情報を収集し提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供と支援の充実を図る。</li> </ul>	商工課
企業、職場への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県が実施している「ハッピーパートナー企業（男女共同参画推進企業）登録事業」の活用を図る。</li> <li>女性が働きやすい企業や業界に関する情報を収集し提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周知を図る。</li> <li>女性の能力が発揮できる再就職・起業の支援を行う。</li> </ul>	企画振興課 商工課

⑦ 出会いの場づくり

【課題】

●わが国では嫡出子の割合が約 98%を占めていることから、未婚化や晩婚化が進むと子どもが生まれにくい状況になります。未婚化や晩婚化の原因のひとつとして、男女が会う機会が少なくなっていることがあげられます。本市においても晩婚化の傾向がうかがわれることから、このことへの対応が必要です。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
出会いサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県が実施している「にいがた出会いサポート事業」と連携し、独身男女の出会いの機会を創出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年度は本市において 3 回実施しており、継続的な実施を検討する。</li> </ul>	企画振興課



(4) 子育て支援の環境整備

① 子育てをしている親への支援サービス

【課題】

- 保育所の運営については現在、地域の実状、民間の事業参入意向等を総合的に勘案しつつ統廃合や民営化を進める必要があります。
- ニーズ調査の結果からは、認可保育所の利用同様、2割が延長保育を希望しています。また、休日保育についても2割以上が希望しています。
- 病後児保育については、この1年間で就学前児童の6割以上、小学生の5割以上がケガや病気で保育施設や学校等を休ませなければならなかったことがあり、このうち就学前児童の約半数、小学生の1割以上はできれば施設に預けたかったとしており、こうしたニーズへの対応が求められます。
- 一時預かりについては、この1年間で就学前児童の9割以上、小学生の2割弱に必要性が生じています。その理由としては、就学前児童、小学生とも就労が5割以上、リフレッシュ等が4割以上、冠婚葬祭等が3割以上となっており、レスパイトケア\*の重要な受け皿となっていることが伺われます。今後のニーズも高いため、さらなる充実が求められます。
 

\*レスパイトケア：子育てや、介護から一時的に開放することによって、日頃の心身の疲労を回復し、休息できるようにするサービス
- ショートステイについては、この1年間で就学前児童、小学生とも1割程度必要性が生じ、預け先としてはともに9割近くが親族、知人となっています。その際、就学前児童の過半数、小学生の4割弱は、困難（どちらかというとも困難を含む）としているため、こうしたニーズへの対応が求められます。
- 放課後児童健全育成事業については、子どもの就学を次年度に控えた親の約1/4が希望し、現在利用していない小学生の家庭の1割以上が利用を希望しています。事業を実施していない地区があるため、サービス不均衡の是正という点からも、ニーズの動向を見計らいながら必要に応じて設置の検討をする必要があります。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
通常保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者が就労・疾病等で保育できない児童の保育を行う。</li> </ul> (保育時間) 月～金 8：00～16：00 土 8：00～12：00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良質な保育環境の整備を、計画的に進める。</li> <li>・ 保育園統合計画及び民営化計画に基づき、計画的な整備を進める。</li> </ul>	社会福祉課

### 第3章 行動目標の設定

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の保育時間の前後の時間において保育を行う。 朝は7:30から8:00、夕は16:00から19:00まで実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在公立保育園ではすべての保育園において実施可能となっている。 私立保育園については現在1か所で実施されており、平成26年度までに合計2か所での実施を目指す。</li> </ul>	社会福祉課
休日保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>日曜、祝日等に保護者の就労等により保育に欠ける児童の保育を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方の多様化ひとり親家庭の増加等から実施を検討する。</li> <li>現在、事業実施はなく、平成26年度までに2か所設置を目指す。</li> </ul>	社会福祉課
病後児保育(体調不良児対応型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園に入園中の児童で、保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間安全な体制の下児童を預る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、事業実施はなく、平成26年度までに1か所設置を目指す。</li> </ul>	社会福祉課
一時預かり	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の勤務形態や傷病、入院等、私的な理由により一時的な保育が必要となる児童を保育する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、保育園3園において実施。平成26年度までに4か所設置を目指す。</li> </ul>	社会福祉課
特定保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前児童を対象に週2～3日程度、または午前か午後のみなど。必要に応じて柔軟に利用できる保育を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のサービスの整備状況・ニーズの状況をみて検討する。</li> </ul>	社会福祉課
夜間保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間、保護者の就労等により保育に欠ける児童の保育を行う。夜間保育のみを行う夜間保育専門の保育所及び既存の施設(保育所、乳児院、母子生活支援施設等)に併設された保育所で、開所時間は11時間、午後10時まで。入所定員は20名以上。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在事業実施はなく、平成26年度までに1か所設置を目指す。</li> </ul>	社会福祉課

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
トワイライトステイ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が仕事や通院などで帰宅が遅くなる時、市長が指定した児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、里親等において保育する。児童が下校・下園してから概ね4時間程度預かる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備計画・他のサービスの整備状況とも合わせて検討する。</li> </ul>	社会福祉課
ショートステイ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が病気・出産・冠婚葬祭・出張等で保育に欠ける児童または経済的な理由により緊急一時的に保護する必要がある母子を市長が指定した児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、里親等において7日以内で養育・保護する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在事業実施はなく、平成26年度までに1か所設置を目指す。</li> </ul>	社会福祉課
養育支援家庭訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児支援の必要な家庭へ看護職等を派遣し、指導と生活支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の予防、再発防止を図る。</li> </ul>	社会福祉課
病後児保育(病後児対応型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>10歳未満の児童で、病気の回復期にあり、保護者の勤務の都合等により家庭での保育が困難な場合に、その児童を病院・診療所、保育園等に付設された専用スペースで一時的に保育する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在事業実施はなく、平成26年度までに2か所設置を目指す。</li> </ul>	社会福祉課
放課後健全育成事業(学童保育)児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労等により昼間保護者のいない家庭の児童(概ね10才未満)の健全育成のため、衛生及び安全が確保された施設で適切な遊び及び生活の場を提供する。</li> <li>児童に健全な遊びを与えて健康の増進と情緒を豊かにすることを目的として児童館を運営する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学童保育は現在6か所で実施されており、平成26年度までに、合計9か所での設置を目指す。</li> <li>児童館は現在2か所設置されており、今後も地域の児童の健全育成の拠点として継続して運営していく。</li> </ul>	社会福祉課

### 第3章 行動目標の設定

#### ② 安心して子育てのできる環境づくり

##### 【課題】

●防災、防犯、事故防止等の観点から、安心して安全に暮らすことのできる子育て環境の整備は喫緊の課題となっています。特に身近な通学路や道路の安全性の確保、公共施設のバリアフリー化等のインフラ整備をはじめ、防犯体制や交通安全指導等のさらなる充実が必要です。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
交通安全教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園・幼稚園・学校等での交通安全教室を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加体験・実践型の交通安全教育を実施する。</li> </ul>	防災管財課
交通安全教育指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士等を対象に講習会を開催する。</li> </ul>		
良質な公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築の住宅は、シックハウス対策で対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅の建設、道路整備、公共施設の建設時に配慮する。</li> <li>住民ニーズを把握して計画的に設置する。</li> </ul>	建設課 総務課 社会福祉課
道路や公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅の広い歩道の整備</li> <li>ベビーカー付きトイレの設置</li> </ul>		
通学路や、公園等における防犯設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯灯等の設置</li> </ul>		
安全で豊かな学校施設や福祉施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、幼稚園、保育園等の施設・設備の点検、整備、拡充を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な施設設備の整備をすすめる。</li> <li>遊休施設の活用を検討する。</li> <li>施設内外の整備・点検を行う。</li> </ul>	学校教育課 社会福祉課 総務課
児童生徒の安全管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ぐるみの安全・安心なまちづくりを推進する。</li> </ul>		
全安心のまちづくり懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の安全安心を確保するために市と警察が情報交換を密にしながら、関係機関が連携して犯罪をゆるさない社会環境づくりを行う。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ぐるみで防犯活動への意識を高める。</li> </ul>		

③ 仕事と子育ての調和

【課題】

- 将来に渡って多様性に富んだ活力ある社会を創造、継続していくためには、男女がともに仕事、子育て、家庭生活、地域生活など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる仕事と生活の調和の推進がきわめて重要です。仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みが必要です。
- ニーズ調査によると、就学前児童の母親の3割、父親の1%未満が利用していますが、全国値と比較し大きく下回っています(21頁参照)。今後は民間企業、県、国等と連携して育児休暇などに関する広報・啓発活動などを進め、子育てと両立できる多様な働き方を実現できるよう努めていく必要があります。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
育児休業の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童が1歳に達するまでの連続した期間、子1人につき1回休暇がとれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事と子育ての調和を図るべく、子育てをしながら職業生活が安心して継続でき、自己実現が図れる環境づくりをする。</li> <li>・ 制度に関する情報提供を行う。</li> <li>・ 仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方の普及を図る。</li> </ul>	社会福祉課 商工課 企画振興課
看護休暇制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校就学前の始期に達するまでの子を養育する者が、その子の看護のために休暇がとれる。</li> </ul>		
妊娠中・育児期間中の勤務軽減の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求により深夜勤や勤務時間の短縮を図る。</li> </ul>		
働きながら子育てができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者・事業主・地域住民に対する情報提供・男女共同参画社会等の啓発を行う。</li> <li>・ 新潟県が実施している「育児、介護休業制度等啓発事業」「育児、介護休業等貸付金(育児・介護サポートローン)」、「育児、介護休業制度等啓発事業」の活用を図る。</li> </ul>		

### 第3章 行動目標の設定

#### ④ 経済的支援

##### 【課題】

●子育て家庭に対する経済的な支援を今後も継続していく必要があります。

具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
医療費の助成	<p><b>【未熟児養育医療】</b> 未熟児の医療費を公費負担で行う。</p> <p><b>【乳児医療費助成】</b> 1歳誕生日末日までの医療費を助成する。</p> <p><b>【子ども医療費助成】</b> 通院 9歳の年度末、入院 12歳の年度末までの医療費を助成する。</p> <p><b>【自立支援医療の給付】</b> 18歳未満で身体に障がいがあり、確実な治療効果が期待できる場合、指定医療機関での医療費を公費負担する。</p> <p><b>【小児慢性特定疾患医療費の支給】</b> 18歳未満の児童で小児慢性特定疾患の治療が必要な場合、その医療費を支給する。</p> <p><b>【進行性筋萎縮症児療養等の給付】</b> 18歳未満の進行性筋萎縮症児の療養施設への入所措置により、必要な治療や訓練・生活指導を行う。</p> <p><b>【重度心身障害者医療費の助成（県障）】</b> 療育手帳A、身体障害者手帳1～3級所持者にかかる医療費等を助成する。</p> <p><b>【通院公費の負担制度】</b> 精神疾患（てんかん等）での通院治療費の一部を公費負担する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の周知を図る。</li> </ul>	健康推進課 社会福祉課



具体的施策	施策の概要	方向性または目標	担当課
<p>手当の支給</p>	<p><b>【児童手当】</b> 12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に手当を支給する。</p> <p><b>【特別児童扶養手当】</b> 精神・身体（内科的疾患含む）に一定の障がいをもつ児童の福祉増進のため支給する。</p> <p><b>【障害児福祉手当】</b> 20歳未満の在宅重度心身障害者で、日常生活において常時介護を必要とする人に支給する。</p> <p><b>【子ども手当】</b> 中学生までの子ども1人につき、26,000円（平成22年度は13,000円）を支給する。 （児童手当から移行）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の周知を図る。</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>
<p>その他の支援</p>	<p><b>【子育てエンジョイカード事業】</b> 18歳未満の子どもを3人以上養育する保護者に対してカードを交付し、協賛店舗での買物の際カードを提示することにより割引等のサービスが受けられる。</p> <p><b>【紙おむつ排出用ごみ袋交付事業】</b> 新生児及び1歳未満で転入した乳児の使用済み紙おむつの排出用に市指定燃えるごみ用ごみ袋200枚を一括交付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の周知を図る。</li> <li>・ 協賛店舗の拡大を図る。</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>

